

日 銀 業 第 4 4 号  
2 0 2 4 年 2 月 1 9 日

直送場所を利用する当座勘定取引先  
オンライン取引先<sup>(※)</sup> 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務  
(直送場所)に関する特則」の一部改正に関する件

直送場所における日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」といいます。)を利用した現金受払スキームへの移行(「保管店および直送場所における新たな現金受払スキームへの移行等に伴う「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(保管店における現金受払用)」等の一部改正について」(令和3年12月13日付発第801号))について、今般、直送場所を利用するすべての当座勘定取引先において同スキームへの移行が完了したことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年3月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、日銀ネットを利用した直送場所における当座勘定の払戻に関し、本件改正に伴う事務の変更はありませんので、念のため申し添えます。

(※) 直送場所を利用する当座勘定取引先を有する金融機関等に属するオンライン取引先に限ります。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する特則」中一部改正

- 第3条を横線のとおり改める。

（払戻請求方法）

第3条 当座勘定払戻先（日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせることができる。

2. 当座勘定払戻先（オンライン取引先でない先に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせるものとする。

~~2.3.~~ 払戻請求入力先は、第1項前2項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。

~~3.4.~~ 当座勘定払戻先は、第1項または第2項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

~~4.5.~~ 払戻請求入力先は、第1項または第2項に規定する払戻の請求を行う場合には、当座勘定払戻先が払戻を受ける日の前営業日に、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。この場合、日本銀行への通知は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

(1) }  
∫ } 略（不変）  
(4) }

~~5.6.~~ 当座勘定払戻先は、第1項または第2項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

(1) }  
∫ } 略（不変）  
(3) }

~~6~~7. 払戻請求入力先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第1項または第2項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消することができる。この場合、払戻請求入力先は、当該払戻の請求の取消のための日銀ネットにおける入力後、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該入力を行った旨を連絡するものとする。

○ 第6条第1項第2号中、「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

○ 第7条第1項を横線のとおり改める。

第7条 日本銀行は、第3条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行った場合には、当該引落にかかる払戻請求入力先および当座勘定払戻先（日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。））に限る。ただし、日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）1.（1）ロ. に定める施設を取引拠点（同基準1.（1）の取引拠点をいう。）として行う自己の当座勘定の払戻を直送場所において受けるオンライン取引先を除く。（以下この条において同じ。）に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

○ 第11条を横線のとおり改める。

（利用制限）

第11条 日本銀行は、当座勘定特則第12条第2項の規定により、特約先による当座勘定特則第2条の2に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合、または日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務に関する特則第12条第1項に規定により特約先による同第3条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合には、当該特約先による第3条に規定する払戻請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。